**株式会社○○　　役員退職慰労金規定**

（総　則）

第１条　本規程は、取締役または監査役（以下役員という）が退任した時に支給する退職慰労金について定めるものである。

（退職慰労金の額の範囲決定）

第２条　退職した役員に支給すべき退職慰労金は次の各号のうち、いずれかの額の範囲内

とする。

1. 本規程に基づき、取締役もしくは取締役の過半数で決定し、株主総会にお

　　　いて承認された額

1. 本規程に基づき、退職慰労金を計算すべき旨の株主総会の決議に従い、取

締役もしくは取締役の過半数で決定された額

（退職慰労金の額の算出）

第３条　役員の退職慰労金の額は次の算式によって得た範囲内とする。

 　　　（１）退職慰労金の額＝ 退任時の最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率

 　　　（２）各役位別の功績倍率は次のとおりとする。

　　　　　　　会長・社長 〇.〇（例：３．０）

 　　　　　 専務取締役 〇.〇（例：２．５）

　　　　　　　常務取締役　　　　〇.〇（例：２．０）

　　　　 　　 取締役　　　 　　 〇.〇（例：１．５）

　　　　　 監査役　　　　　　〇.〇（例：１．５）

　　　　　ただし、役位に変更がある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位

　　　　　とする。また、役位の変更によって、報酬月額の減額が生じた場合も、退

　　　　　任時の報酬月額は役員在任中の最高報酬月額を基準とする。

（役員在任年数）

第４条 役員在任年数は、１ヵ月を単位とし、１ヶ月未満の端数がある場合は１ヶ月に切り上げる。

（非常勤期間）

第５条　役員の非常勤期間については、原則として、退職慰労金算出の際の役員在任年数

　　　　から除く。ただし、特別の場合は、取締役若しくは取締役の過半数をもって別に

　　　　きめることができる。

（功労加算金）

第６条　取締役若しくは取締役の過半数の決定により、特に功績顕著と認められる役員に

　　　　対しては、第３条により算出した金額にその○○％を超えない範囲で加算するこ

　　　　とが出来る。

（特別減額）

1. 退職役員のうち、在任中特に重大な損害を会社に与えたものに対し、取締役もし

　　　　くは取締役の過半数の決定により、第３条により算出した金額を減額することが

　　　　できる。

（弔慰金）

第８条　任期中に死亡した時は、次の金額を弔慰金として別途支給する。

　　　　［業務上の死亡の場合］　　　　　死亡時の報酬月額×○○ヶ月分（例：３６ヶ月）

　　　　［その他の死亡の場合］　　　　　死亡時の報酬月額×　〇ヶ月分（例：　６ヶ月）

（支給時期及び方法）

第９条　　退職慰労金の支給時期は、株主総会で承認、または取締役の過半数で決定後２

　　　　　ヶ月以内とする。ただし、経済の景況、会社の業績いかん等により、当該役員

又はその遺族と協議の上、支給の時期、回数、方法について別に定めることが

できるものとする。

（死亡役員に対する退職金）

1. 死亡した役員に対する退職慰労金は遺族に支給する。遺族とは配偶者を第一順

　　　　　位とし、配偶者のない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とす

　　　　　る。

（規程の改正）

1. この規程は、取締役もしくは取締役の過半数の決定を経て株主総会の承認を得

て随時改正することが出来る。ただし、株主総会において決議を得た特定の退任役員に対して支給する退職慰労金は、その決議当時の規程による。

本規程は、令和○○年○○月○○日より実施する。